

## 五榜の掲示

五榜の掲示は、明治新政府が五箇条の御誓文が出された翌日、全国の民衆に向けてかかげた五枚の高札です。これはその第一札で、今立郡池田町西角間で庄屋などを務めた家に残されていたものです。

「人間として（君臣・父子・夫婦などの儒教的道徳である）五倫の道を正しくすること。妻や夫のいない者や親のない子や一人で住む老人、身体が不自由な者を心にかけること。殺人や放火、盗みなどの悪いことはしないこと」などを説いています。

定

一人たるもの五倫の道を  
正しくすへき事  
一鰥寡孤独廢疾のものを  
憫むへき事  
一人を殺し家を焼き  
財を盗む等の悪業  
あるましく事

慶応四年三月 太政官

右之通被  
仰出候間堅可相守者也

敦賀県

※これは、五榜の掲示を敦賀県が改めて示したものです。

★あわせてご利用ください★

| シート番号   | 資料名            | 年代             | 備考                   |
|---------|----------------|----------------|----------------------|
| SH00035 | 「定（五榜の掲示、第一札）」 | 1868年<br>(明治1) | 翻刻はホームページで見ることができます。 |
| SH00036 | 「定（五榜の掲示、第二札）」 |                |                      |
| SH00037 | 「定（五榜の掲示、第三札）」 |                |                      |

★歴史の教科書や資料集に載っている「五榜の掲示」をより身近に感じられる地域資料として、ご利用ください★